

吉野川市美郷地区の美郷商工会は、「キレイのさと」の商標登録を特許庁に出願した。梅酒や梅

干しなど、健康をキーワードにした美郷ブランド商品の売り出しに活用する。

# 「キレイのさと」

## 商標登録出願

### ブランド品販売に活用

出願したのは、果実酒や乾燥野菜、果実飲料、旅行パンフレットなど二十三品目。商工会では二年前から特産品や旅行プランの開発プロジェクトを進めており、商標権を管理することでブランド力を高める狙いがある。

「キレイのさと」は二〇〇七年秋、プロジェクトのキャッチフレーズとして商工会が打ち出した。「美郷の特産品や料理、豊かな自然を満喫する中で、心も体もきれいになってもらおう」との思いを込めている。これまでに特産品のパッケージや観光パンフレットなど使ってきた。審査には半年から一年かかる。

発明協会徳島県支部に

出願したのは、果実酒や乾燥野菜、果実飲料、旅行パンフレットなど二十三品目。商工会では二年前から特産品や旅行プランの開発プロジェクトを進めており、商標権を管理することでブランド力を高める狙いがある。



キャッチフレーズ「キレイのさと」を使ったパンフレット＝美郷商工会